

鎌倉市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づく路線の認定、同法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので、同法第9条並びに第18条第1項及び第2項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和7年（2025年）7月22日から令和7年（2025年）8月5日まで一般の縦覧に供します。

令和7年（2025年）7月22日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路線の認定

道路法第8条（市町村道の意義及びその路線の認定）

整理 番号	道路の種類 及び路線名	起 点		終 点		主要な経過地
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番	
1	市道034-083号線	西御門二丁目	815番16	西御門二丁目	815番12	同一地域
2	市道040-063号線	手広四丁目	1431番4	手広四丁目	1431番7	同一地域
3	市道021-065号線	腰越字御所	1615番2	腰越字御所	1617番11	同一地域

2 市道の区域の決定

道路法第18条第1項（道路の区域の決定）

整理 番号	道路の種類 及び路線名	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
1	市道034-083号線	5.00～9.34	27.48	
2	市道040-063号線	4.50～7.66	36.67	
3	市道021-065号線	4.51～8.35	27.26	

3 市道路の供用開始

道路法第18条第2項（供用の開始等）

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
2	市道034-083号線	西御門二丁目	815番16	西御門二丁目	815番12
3	市道040-063号線	手広四丁目	1431番4	手広四丁目	1431番7
4	市道021-065号線	腰越字御所	1615番2	腰越字御所	1617番11